

別表（第3 関係）

区分	事業内容	補助対象経費	事業実施者	補助率
間接補助事業	1 新商品等の開発 地域食農連携プロジェクト（LFP）において組成された、ローカルフードビジネスの新商品、新メニュー、新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品、パッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。なお、本取組は確実に産業として成り立つ新商品等を開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。	1 新商品等の開発に係る経費（※1） 新商品等企画・実証・開発費（データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等）	<ul style="list-style-type: none"> 国要綱別記「関節補助事業者の要件」を満たすLFPパートナーである農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、食品加工事業者、流通・販売事業者等のうち、新商品等の開発・販路開拓の取組を主体的に行ういずれかの事業者（※2） 	定額 ただし 400万円を上限額とする。
	2 販路開拓の実施 1で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。	2 販路開拓の実施に係る経費（※1） 消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等）、販売促進展開費（出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等）		

※1 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

イ 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

ウ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

エ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用

オ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

キ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

※2 事業実施者は、次の(1)から(5)までのいずれにも該当してはならない。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。